

関係各位

一般社団法人電子情報技術産業協会  
テレビネットワーク事業委員会  
委員長 川村 秀昭  
ケーブルネットワーク事業委員会  
委員長 石田 忠弘  
オーディオ・ビジュアル事業委員会  
委員長 嶋宮 英昭

## 青少年インターネット環境整備法に係わる 注意喚起表示ガイドライン（改定版）

### 1. 目的

青少年が安全に安心してインターネット対応デジタル家電を使うことができるよう、インターネット上の有害情報へアクセスすることを制限する機能等を有していることをユーザに認知させるとともに、この機能等を容易に利用することができるような説明文の作成指標とすることを目的とする。

### 2. 適用範囲等

#### 2.1 適用機器

インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能を有する、または、その機能の利用誘導を行っているインターネット対応デジタル家電（テレビ、テレビチューナー、レコーダ・プレーヤ、ビデオカメラ、CATV 用 STB およびマルチメディアプレーヤー等）。

#### 2.2 表示対象

取扱説明書、ホームページ等

### 3. 表示内容

- ・インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能を有している機器の場合、その機能を有していることを明示する。その際には、保護者等がアクセス制限機能を簡単に設定し、利用できるように、設定利用手順について分かりやすい説明を行う。
- ・インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能の利用誘導を行っている機器の場合、その機能の紹介等をする。
- ・青少年がホームページやブログなどを閲覧したり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用したりする環境にある場合、アクセス制限機能を利用することを勧める。
- ・「ネット上のいじめ」等のトラブルを未然に防ぐため、SNS 機能を搭載する際は、十分配慮した分かりやすい説明を行う。

[表示例：インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能を有している機器の場合]

#### インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能について

本機には、お子様などに見せたくないホームページやブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの利用を制限するための機能が組み込まれています。

「ネット上のいじめ」等のトラブルを未然に防ぐため、お子様などが本機を使ってインターネットをご使用の際は、この制限機能の利用をお勧めします。

この制限機能の使用にあたっては、以下の手順に沿ってください。

(以下、機能及び利用手順説明)

[表示例：インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能の利用誘導を行っている機器]

#### インターネット上の有害情報へのアクセス制限機能（サービス）のご紹介

本機では、お子様などに見せたくないホームページやブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの利用を制限するためのサービスを紹介しています。

「ネット上のいじめ」等のトラブルを未然に防ぐため、お子様などが本機を使ってインターネットをご使用の際は、このサービスの利用をご検討されることをお勧めします。

詳しくは紹介サイトをご確認ください。

#### 4. 用語の統一

本対応方法として考えられる方式に対して、機能名を表示する場合は、用語を統一して使用すること。

但し、新たな方式が実現された場合は、別途検討する。

#### 【パスワードロック機能】

パスワードを設定することにより、インターネットへの接続を制限する（又は、特定のサイトへの接続を制限する）方式。

#### 【プロキシ設定機能】

フィルタリングサービスを提供する特定の事業者のサーバをプロキシサーバに設定することにより、有害情報の閲覧を制限する方式。

#### 5. 適用時期

各社可能な時期から。

以上